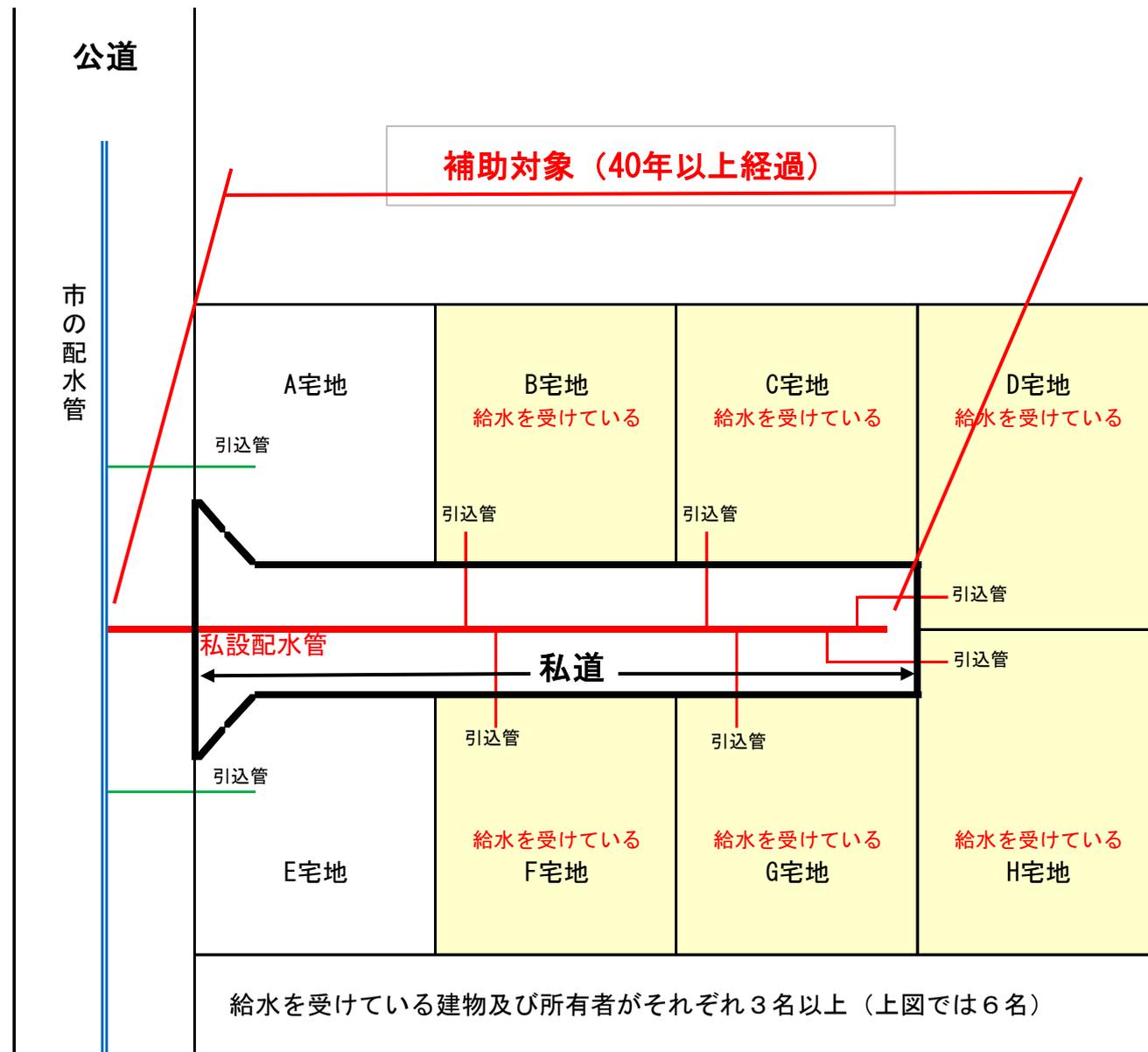


### (3) 共同で老朽化した**管の更新**工事をする場合の要件

- 1) 既設の私設配水管は設置から原則として**40年以上経過**したもの。
- 2) 当該私設配水管から給水を受けている**建物及び所有者がそれぞれ3名以上**であること。
- 3) 更新後の私設配水管の材質、構造、工事方法が適当であること。
- 4) 開発行為、業務用の建築、共同住宅、貸家などの建築等を目的にした工事でないこと



給水を受けている建物及び所有者がそれぞれ3名以上（上図では6名）

各宅地への引込管の切替に要する費用も対象になる場合があります。